

(仮称) 幕張アリーナ運営等事業

基本協定書 (案)

令和8年9月

千葉市

目次

第 1 条	(目的及び解釈)	1
第 2 条	(当事者の義務)	2
第 3 条	(運営体制の維持)	2
第 4 条	(実施契約の締結)	4
第 5 条	(運営権の設定)	4
第 6 条	(業務の委託・請負)	4
第 7 条	(準備行為)	5
第 8 条	(暴力団排除に係る実施契約の不締結等)	5
第 9 条	(実施契約不調の場合の処理)	6
第 10 条	(秘密保持)	6
第 11 条	(契約の変更)	6
第 12 条	(準拠法及び管轄裁判所)	6
第 13 条	(有効期間)	7
第 14 条	(疑義に関する協議)	7
別紙	業務委託請負先の様式	8

(仮称) 幕張アリーナ運営等事業（以下「本事業」という。）に関し、千葉市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した提案募集において乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙との間において、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、本事業の実施に関する実施契約（以下「実施契約」という。）を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和 8 年 9 月 25 日付けで公表した（仮称）幕張アリーナ運営等事業募集要項（その後の変更を含み、以下「募集要項」という。）において定められた意味を有するものとする。
 - (1) 「運営子会社」とは、乙が単独で又は第三者と共に出資する、本事業に係る業務の一部を乙から直接受託し又は請け負う会社をいう。
 - (2) 「完全無議決権株式」とは、運営子会社の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第 108 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
 - (3) 「議決権付株式」とは、運営子会社の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
 - (4) 「寄附者」とは、●●をいう。
 - (5) 「業務委託請負契約」とは、乙又は運営子会社と業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (6) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を乙から直接又は運営子会社を通じた再委託若しくは下請けにより受託し又は請け負う第三者をいう。
 - (7) 「事業提案書」とは、乙が令和 8 年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
 - (8) 「募集要項」とは、甲が令和 8 年 9 月 25 日付けで公表した（仮称）幕張アリーナ運営等事業に係る募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
 - (9) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類・守秘義務対象資料（添付資料 4 「(仮称) 幕張アリーナ運営等事業 基本協定書（案）」、添付資料 5 「(仮称) 幕張アリーナ運営等事業 実施契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して甲が発出した書類をいう。

- (10)「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。
- (11)「本事業開始予定日」とは、令和9年3月●日をいう。
- (12)「役員等」とは、法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (13)「要求水準書」とは、募集要項添付資料1「(仮称)幕張アリーナ運営等事業 要求水準書」(その後の修正を含む。)をいう。
- (14)「要求水準書等」とは、実施契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の総称をいう。
- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。
- 5 本基本協定及び実施契約の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、実施契約が優先して適用される。

第2条 (当事者の義務)

- 1 甲及び乙は、実施契約の締結及びPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権(以下「運営権」という。)の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 甲及び乙は、実施契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 (運営体制の維持)

- 1 乙は、運営子会社を、自らの責任において、単独で又は第三者と共に出資することにより、資本金を10,000,000円以上として適法かつ有効に設立し、運営子会社に対して必要な統制を行うものとする。
- 2 乙は、実施契約の締結後実務上可能な限り速やかに、事業提案書に記載の運営子会社の出資予定者(ただし、募集要項に記載の要件を満たす限りにおいて、出資予定者の変更が認められる。乙を含み、以下、個別に又は総称して「運営子会社出資予定者」という。)との間で、甲が合理的に満足する内容(ただし、第5条第1項に基づく運営権の設定時点における運営子会社の出資構成及びかかる出資構成となるために必要な出資義務に係る規定を含むことを要する。)及び様式による運営子会社に対する出資及び運営に係る株主間契約(名称の如何を問わない。その後の変更を含み、以下「株主間契約」という。)を締結するものとする。また、乙は、第5条第1項に基づき運営権が設定される日までに、自ら及び／又は他の運営子会社出資予定者をして、株主間契約の規定に従った運営子会社に対する出資を完了させるものとする。
- 3 乙は、運営子会社が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合(運営子会社の設立時の発行を含む。)、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人について、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たす者とすることを誓約する。ただし、次

に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 「千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱」(平成 24 年 4 月 1 日施行)及び「千葉市が締結する競争入札等における暴力団排除措置に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) PFI 法第 9 条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

4 乙は、運営子会社をして、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式及び完全無議決権株式を発行し、これを割り当てさせることができる。この場合、乙は、運営子会社をして、当該割り当て後、甲に対し、割り当て先その他甲が必要とする情報(資料を含む。)を速やかに報告するものとする。

5 運営子会社の完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。乙は、運営子会社をして、当該割り当て後、譲渡先等、甲が必要とする情報を速やかに報告させるものとする。

6 運営子会社の議決権付株式は、会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式でなければならない。

7 乙は、第 1 項及び第 3 項並びに法令等の規定に従い、時期を問わず、運営子会社が議決権付株式を発行し、乙又は事業提案書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、甲と事前に協議しなければならない。

8 乙は、運営子会社の議決権付株式を保有する者(乙以外の第三者を含む。)が、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行おうとする場合には、甲と事前に協議しなければならない。ただし、他の運営子会社の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合はこの限りではない。乙は、運営子会社が当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について甲との事前の協議を終えた後でのみ、当該譲渡を承認させなければならない。

9 前項の規定にかかわらず、甲は、乙から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、乙又は運営子会社の議決権付株式を保有するその他の者からその保有する運営子会社の議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが甲に提出され、かつ、第 79 条(金融機関等との協議)に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で甲の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

10 前各項の規定にかかわらず、乙は、運営子会社に対する議決権比率を 51%以上に維持しなければならない。ただし、運営開始日以降に、甲の事前の書面による承認を得た場合を除く。

- 11 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、運営子会社が乙との間で締結された業務委託請負契約に基づき受託し又は請け負う本事業に係る業務並びに甲及び乙が別途合意する委託業務以外の本事業に係る業務を行わせてはならない。
- 12 乙は、第3項、第8項、第10項及び前項の違反が生じた場合、自己の帰責事由の有無を問わず当該違反に係る責任を負うものとする。

第4条 (実施契約の締結)

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、本事業開始予定日までに、甲と乙の間で実施契約が締結されるよう、誠実に対応する。
- 2 甲及び乙は、実施契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

第5条 (運営権の設定)

- 1 甲は、実施契約の締結後、次に掲げる条件の全部が成就することを条件として、乙に対して、(仮称)幕張アリーナ(以下「本施設」という。)に係る維持管理・運営業務を実施するための、PFI法第19条に基づく運営権を設定するものとする。
- (1) 寄附者より、甲が本施設の寄附を受納し、甲が所有権を取得していること。
- (2) 本施設に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項に基づく施設設置管理条例が制定されること。
- (3) 運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める甲の議会の議決を経ていること。
- (4) 要求水準書等に基づき、維持管理・運営業務の開始に向けた手続が円滑に(本施設の供用を開始する日として予定する日(以下「供用開始予定日」という。)までに全ての手続が完了することを妨げるような遅滞がないことを意味する。)進捗しており、供用開始予定日に維持管理・運営業務を開始できることが合理的に確実であると甲が判断していること。
- 2 前項に基づき設定された運営権は、実施契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
- 3 前二項の定めに従い運営権が設定された場合、甲は、乙に対し、運営権設定書を交付する。
- 4 乙は、第1項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、PFI法第27条に基づく運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

第6条 (業務の委託・請負)

- 1 乙は、本事業に係る各業務のうち別紙(業務委託請負先)において事業提案書に基づき「選定済」と記した業務の全部又は一部を、自ら又は運営子会社をして業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、乙又は運営子会社と当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、本事業に係る各業務のうち別紙（業務委託請負先）において事業提案書に基づき「選定予定」と記した業務の全部又は一部を、自ら又は運営子会社をして業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、甲の承諾を得た上で、乙又は運営子会社と当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出しなければならない。

第7条（準備行為）

乙は、実施契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

第8条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）

- 1 甲は、乙、運営子会社若しくは運営子会社の株主（議決権付株式又は完全無議決権株式のいずれを保有する者であるかを問わない。以下、本条において「乙ら」という。）又は乙若しくは運営子会社が本事業に関して締結した契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙らに損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙らは、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否かにかかわらず、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、乙らは、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。

第9条 (実施契約不調の場合の処理)

本事業開始予定日までに甲と乙との間で実施契約が締結に至らなかった場合において、かかる不締結が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用について甲が負担するものとし、乙の責めに帰すべき事由による場合には、当該費用について乙が負担するものとし、いずれの責めにも帰さない事由による場合には、当該費用について各自の負担とする。ただし、第8条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第1項の規定に従い実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第10条 (秘密保持)

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、本事業に関して乙に融資等を行う金融機関等若しくは投資家（これらの候補者を含む。）又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令若しくは規則により開示を求められた情報を開示する場合

第11条 (契約の変更)

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第13条 (有効期間)

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施契約が解除され又は本基本協定の規定に従い実施契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第3条（運営体制の維持）第11項及び同項に基づく責任追及に関連する限度における同条の他の規定
 - (2) 第8条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第2項及び第3項
 - (3) 第9条（実施契約不調の場合の処理）
 - (4) 第10条（秘密保持）
 - (5) 第12条（準拠法及び管轄裁判所）
 - (6) 本条（有効期間）

第14条 (疑義に関する協議)

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上

別紙 業務委託請負先の様式

業務委託請負先

業務	業務の内容	選定済／選定予定 の別 ¹	選定済の場合、 会社名
開業準備業務	開業準備業務	●●●●	●●●●
維持管理・運営 業務	維持管理業務	●●●●	●●●●
	運営実施業務	●●●●	●●●●
自主事業	自主事業	●●●●	●●●●

以上

¹ 事業提案書に基づき「選定済」又は「選定予定」と記載する。